

**令和4年度海洋温度差発電可能性調査等委託業務
公募型プロポーザル企画提案書作成要領**

1 提出書類

提出書類、様式及び提出部数を次表に示します。

番号	提出書類の名称	規格及び制限枚数	提出部数
1	表紙	【様式1】 A4縦 1枚	正本1部 副本8部
2	作成コンセプト 提案書の作成コンセプトを記した説明資料を作成してください。	【様式任意】 A4用紙 2枚以内	
3	海洋深層水に関する基本調査 6(3)特に提案を求めるポイント参照	【様式任意】 A4用紙 3枚以内	
4	海洋温度差発電に関する基本調査	以下のとおり	
	・海洋温度差発電の概要調査 6(3)特に提案を求めるポイント参照	【様式任意】 A4用紙 3枚以内	
	・海洋温度差発電装置及び付帯施設の建設コストについての調査 6(3)特に提案を求めるポイント参照	【様式任意】 A4用紙 3枚以内	
	・現状への影響調査 6(3)特に提案を求めるポイント参照	【様式任意】 A4用紙 3枚以内	
5	・事業化に向けた課題の整理・課題解決策の提案 6(3)特に提案を求めるポイント参照	【様式任意】 A4用紙 6枚以内	
6	実施体制・スケジュール 自社（共同企業体の場合、すべての構成員）及び外部発注分を含む相関図、全体スケジュールを作成してください。なお、相関図は業務分担を明確にしてください。	【様式任意】 A4用紙 2枚以内	
7	実績 自社（共同企業体の場合、すべての構成員）及び外部発注分を含む、過去の類似した業務の業務名、発注先、契約金額、契約年度を記載してください。	【様式任意】 A4用紙 1枚以内	
8	見積書	【様式任意】 A4用紙 1枚	

※1～8の資料は、すべて片面印刷にしてください。

※注 3、4、5のそれぞれの枚数については、目安とし、3～5の合計枚数が18枚以内であることを条件とします。

2 提出方法

持参または郵送（書留郵便または配達証明に限る。）

3 提出期限

令和4年12月16日（金）17時必着

※この期限までに提出書類のすべてを提出できない場合は、受付をすることができませんのでご注意ください。

4 提出先

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号
高知県公営企業局 電気工水課 上田、山崎（敦）
TEL 088-821-4920

5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します。

6 企画提案のポイント

（1）事業の目的

本県では、気候変動問題への対応と、産業振興の両立を目指して、令和2年度に2050年カーボンニュートラル宣言を行い、翌年度にはアクションプランを策定して、高知県の強みを生かした再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでいます。

本県の豊かな自然資源を活用した、新たな再生可能エネルギーの導入の可能性を探るため、今回、室戸市の海洋深層水を活用した「海洋温度差発電」の導入可能性に関する基本調査を行います。

（2）現状の問題点、課題

- ①現状で海洋温度差発電には年間を通じて一定の温度差が必要とされており、現状での北限は沖縄県で実証中である。
- ②現状、室戸市での海洋深層水取水量は県、室戸市合わせて4,920トン/日となっているが、そのすべてを有効活用できていない。
- ③海洋深層水事業地は立地の制約を受けやすく、広大な事業用地を確保することは難しい。
- ④室戸市で海洋温度差発電を導入していくために、設置を想定している施設の状況を踏まえた課題を整理し、適切に導入可能性を検討する必要がある。

（3）特に提案を求めるポイント

- ①調査結果を踏まえた（メリット、デメリット、国補助金の活用、建設コスト、エネルギーバランス等）施設の実態に応じた適切な導入手法の提案
- ②課題の整理分析手法及び課題解決につながる検討手法の提案

(4) 提案書に記述する内容

- ① (2) 及び (3) を踏まえて、別途定める「令和4年度海洋温度差発電可能性調査等委託業務公募型プロポーザル審査要領」を参考に、各項目を出来る限り具体的に記述すること。
- ② 専門用語は極力用いないこと。やむを得ず用いる場合でも必要最小限の使用に留め、注釈を記載する等、平易な表現に努めること。
- ③ 文字だけの説明ではなく、図や表も使用し、見やすい提案書にすること。
- ④ 契約時に履行できないと思われるような誇張した記述や、様々な意味に解釈されるような紛らわしい記述は避けること。

7 留意事項

- (1) 企画提案書は、1参加者につき1提案とする。
- (2) 必要に応じて説明資料を添付することも可とするが、その場合もA4用紙でできる限り簡潔なものとする。
- (3) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- (4) 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合がある。
 - ①虚偽の内容が記載されているもの
 - ②企画提案書の内容や提出方法等がこの要領の規定に適合しないもの
- (5) 提案書類は、第三者の権利を侵害するものでないことを保証すること。
- (6) 提案者は、本委託業務を受託した場合、本委託業務の成果物に係る著作権((著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。))は、成果物の引渡しをもち、受託者から高知県公営企業局に移転するものとするに同意すること。

8 お問い合わせ先

高知県公営企業局電気工水課

担当者 上田、山崎(敦)

TEL 088-821-4920

FAX 088-821-4626

E-mail 610301@ken.pref.kochi.lg.jp